

福岡地方裁判所委員会（第28回）議事概要

1 開催日時

平成23年7月13日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

山口幸雄委員長，藤井亮子副委員長，井上裕之委員，上野茂伸委員，神野律子委員，瓦林達比古委員，岸秀光委員，作間功委員，澤田知子委員，新開玉子委員，林優委員（委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

河副晋一事務局長，森中信三民事首席書記官，熊谷敏之刑事首席書記官

（福岡簡易裁判所）

西田健二首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

黒岩康彦総務課長，坂梨浩二総務課専門官

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 消費生活センターとの連携について（前回からの継続）

（西田健二首席書記官から，裁判所と消費生活センターとの連携の現状等について説明）

○ 連携に向けた取組を進めることによって，事件数等に何らかの変化が生じたか。

◇ 裁判所の手続案内窓口において記入してもらった受付票を見れば，消費生活センターを経由して裁判所に来庁されていることは把握できるが，データ集

計などの検証作業までは行っていない。

- 今後、検証作業を行っていく必要があると思われる。
- 消費生活センター（以下「センター」という。）とのホットラインとは、具体的にはどのようなものか。
- ◇ 例えば、センターで相談を受けた方が、貸金の利息減免や分割返済を目的とした特定調停手続を利用するために裁判所を紹介される場合がある。逆に裁判所を訪れた方の相談内容が欠陥商品の売買に関するトラブルの場合には裁判所からセンターを紹介することもある。
- △ 裁判所がセンターとの連携を進める事情の一つの要因として、調停事件の減少も関係しているのではないかと思われる。
- 調停事件の申立件数が減少しているのは事実であるが、それは調停事件の掘り起こしができていないことにあるのではないかとの問題意識の下、センターとの意見交換会を実施しているものである。現時点では、消費者関連の事件が目に見える形で増えているといった状況にはないが、今後更に連携を深めていくことでその効果が現れてくるものと考えている。
- 調停事件の申立件数の減少は、何が原因と考えられるか。
- △ 裁判所の調停手続自体が一般の人からはあまり認知されていないことも理由として考えられる。裁判所では来庁者に「手続案内カード」という書類を記入してもらっているようであるが、一般の人はどうのような内容であれば、裁判所の手続を利用できるかを知らない人が多いので、ホームページ等でこれを広く周知してもよいのではないかと思う。
- ◎ 弁護士会でもADRのPRはしているものの、裁判所の調停手続は費用が安価で利用しやすいものであることから、もっとPRしていくことも必要だと思う。
- △ 裁判所に調停センターという部署があること自体、一般の人にはほとんど知られていない。もっと調停センターや相談コーナーについてのPRをした

方が良いと思う。一般の人からすれば、調停手続も裁判手続も同じものと誤解している人が多いと思う。

- 裁判所としても調停制度をもっと利用してほしいと考えており、フリーペーパー等に記事を掲載してもらったり、所長がテレビに出演して調停制度を紹介するなどの広報活動に取り組んでいるところであり、今後も継続的な取組を進めていく必要があると考えている。併せて、センターとの連携も更に継続し、管内の裁判所においても連携を進めていく必要がある。また、センター以外のADR機関との連携の在り方も検討する必要がある。
- センター等の関係機関だけでなく、一般の利用者とのホットラインも構築するなどして、一般向けの受け皿を作っておくことも必要と考える。

(2) 民事事件受付事務の改善策について

(森中信三民事首席書記官から、民事事件受付事務の改善の状況等について説明)

- 裁判所を訪れる人は、どの手続を利用するにしても、まずは正面玄関を通過することになるので、それぞれの手続に応じた窓口を充実させることも必要だが、一般の来庁者の立場から見ると、まずは、最初に目にする総合案内窓口を充実させる方がよいのではないか。
- 裁判所の総合案内は、警備的な意味合いもあることから現状の態勢を変えることは簡単ではないと思うが、以前と比べると随分改善されてきていると感じている。また、総合案内から来庁者の相談内容に応じて、廊下にラインで色分けするともっと分かりやすくなると思う。
- ◎ このような議論については、地方裁判所委員会において検討することが委員会の役割と考える。

(3) 委員会総括（これまでの委員会を振り返って）

- 地裁委員となった当初は、自分が何の役に立つのかとの不安もあり、裁判員制度が始まる頃の委員会は、裁判員広報ばかりであり、委員会の目的とは少し異なる路線に向かっていたように感じたが、今回のテーマなどは、委員会のテーマとして相応しいものであり、ようやく委員会の趣旨に沿ってきたように思う。
- 委員就任当初は、委員の位置付けが明確でなかった面もあったと思う。開かれた裁判所の実現のための広報活動が一つの目的としてあったが、裁判所の運営に対する意見も自由に述べさせていただいた。
- 委員のそれぞれの業務における話題提供は非常に有意義であった。
- ◎ 当初は裁判員制度のテーマばかりであったが、その後、労働審判制度が取り上げられたり、委員からの話題提供などがあり、また、委員からの意見により利用者アンケートを実施してもらったことは非常に有意義であった。将来的には、裁判官の評価アンケートや裁判の内容面に関するアンケートも実現されればと思っている。
- 私は農業従事者であり、委員の仕事とは、全く関係のない分野であり不安もあったが、今となっては、自分なりの意見を自由に述べることができたと思う。両親も、私が委員になったことを誇りに思ってくれている。委員会の中で実施された裁判員模擬裁判を経験してから、裁判にも関心を持つようになった。
- 裁判員制度の導入に際し、裁判員の目線で自由に意見を述べさせていただいた。結果として意見が少しでも反映されたものがあれば委員として貢献できたと思う。
- 国民の意見を裁判所の運営に反映させるという基本理念に基づき、これからも国民の視点を忘れないようにしてほしい。
- ◎ 裁判員裁判における被告人の手錠の外し方や着席位置等について、委員会においても意見が出されており、それが結果的に改善に結びついたものと考え

えている。

△ センターの活動を委員会において提供させていただき、皆さんにも知っていただくことができたことは大変有意義であった。法曹の方には、もっと消費者法に対する理解を深めていただければと思っている。

(4) 次回委員会（第29回）の予定

ア 日時

平成23年11月25日（金）午後3時30分

イ テーマ

裁判員経験者の意見交換会（第2回）

裁判所における防災計画について